

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園

指定管理者募集要項

令和3年8月

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

【目次】

1	指定管理者制度の導入について	1
2	施設の概要	1
	（1）施設の名称	1
	（2）施設の設置目的	1
	（3）基本的な運営方針	1
	（4）施設の所在地	1
	（5）施設の規模および内容	1
3	関係法令	3
4	指定管理者が行う業務の範囲等	3
	（1）業務の範囲	3
	（2）管理業務の範囲外の業務	4
	（3）その他	4
5	指定予定期間	4
6	管理業務を行う際の条件等	4
	（1）管理業務に要する経費	4
	（2）管理運営方針	6
	（3）管理の基準	6
	（4）指定管理者と県とのリスク分担	9
	（5）その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項	11
	（6）指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項	12
	（7）事業計画および事業報告	13
	（8）管理業務の状況把握および評価	13
	（9）備品の帰属	14
	（10）調査	14
	（11）管理業務を実施するに当たっての注意事項	15
	（12）提供した資料の取扱い	15
7	申請の手続	15
	（1）募集要項の配布	15
	（2）申請者の備えるべき資格等	15
	（3）申請の方法	16
	（4）質問事項の受付	20
	（5）現地説明会の実施	20
8	申請に際しての留意事項	21
	（1）失格または無効	21
	（2）申請内容の変更	21

(3) 著作権の帰属等	2 1
(4) 申請の辞退	2 1
(5) 費用の負担	2 1
(6) 情報公開	2 2
(7) その他	2 2
9 指定管理者の指定等	2 2
(1) 指定管理者の候補者の選定	2 2
(2) 選定に当たっての審査方法等	2 2
(3) 指定管理者の指定方法	2 3
10 指定管理者指定後の手続	2 3
(1) 協定の締結	2 3
(2) 引継ぎ	2 3
(3) その他	2 3
11 スケジュール	2 3
12 問い合わせ先	2 4
13 資料	
(資料1) 指定管理者業務仕様書	2 4
(資料2) 過去4か年の有料施設に係る利用者数および収入の実績	2 5
(資料3) 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容（内訳）	2 7
(資料4) 無料施設の一覧	3 0
(資料5) 指定管理者報告事項・報告様式	3 1
様式	3 3

別添1 「矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に係る情報セキュリティに関する遵守事項（例）」

別添2 審査基準

1 指定管理者制度の募集について

公の施設の管理主体については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

滋賀県では、琵琶湖流域下水道に付置する矢橋帰帆島公園および苗鹿公園（以下「公園」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため平成18年度からこの制度を導入しており、今回は、この要項により令和4年度から令和8年度までの指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

- ①琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター 矢橋帰帆島公園
- ②琵琶湖流域下水道湖西浄化センター 苗鹿公園

(2) 施設の設置目的

都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するために設置された琵琶湖流域下水道浄化センターの将来用地等を活用し、地域環境対策および地域住民を含めた住民サービスの向上を図るため公園を付置しています。

(3) 基本的な運営方針

公園の効用を最大限に発揮させるよう効果的に、かつ効率的に運営することにより、利用者サービスの向上を図るとともに、浄化センター周辺地域の環境対策に貢献し、また、利用者が下水道に親しみを持ち、琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全など環境意識の向上が図れるよう努めるものとします。

(4) 施設の所在地

- ①矢橋帰帆島公園 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地
- ②苗鹿公園 大津市苗鹿三丁目 1 番 1 号

(5) 施設の規模および内容

- ①矢橋帰帆島公園 敷地面積 220,285.5 m²
- ②苗鹿公園 敷地面積 7,809.75 m²

矢橋帰帆島公園

(令和3年4月1日現在)

施設名	施設概要	設置年月
旧遺跡の広場	池（流れ）	昭和58年 7月
せせらぎの池	日本式庭園、あづまや、便所	昭和59年 6月
テニスコート	テニスコート （砂入り人工芝コート 8面うち3面夜間照明設備） 駐車場（約80台収容）、便所	平成21年10月

ゲートボール場	ゲートボール場（クレークコート4面） 駐車場（約9台収容）、便所	平成30年10月
相撲場の広場	本土俵（観覧席付き）、相撲練習場	昭和60年7月
プール	25mプール、子供用円形プール、ウォータースライダー、管理棟および更衣室、便所	昭和62年7月
公園管理棟	公園管理事務所、談話室、和室（10畳×4） 浴室、便所	昭和60年7月
	時計付き街灯 駐車場（約100台収容）	平成27年9月 平成3年4月
グラウンドゴルフ場	4コース コース延長：960m　ホール数：32 便所	平成4年8月 平成20年7月 平成22年3月
芝生の広場管理棟	グラウンドゴルフ管理事務所 （コース受付、更衣室、便所）	平成4年5月
大駐車場	約500台収容	平成4年5月
多目的グラウンド	軟式野球、ソフトボール、サッカー等 便所	平成4年5月 平成26年1月
子どもの広場	ローラースライダー、ピラミッド型ネット遊具、 回廊デッキ遊具、あづまや、便所2ヶ所	平成6年5月
子どもの広場	おもしろ自転車：専用コース　自転車24種類30台 見晴台、時計付き街灯	平成17年4月 平成27年9月
キャンプ場	キャンプサイト36カ所、キャンプファイヤー3カ所 キャンプ場管理室、野外炉、洗い場、あづまや、 便所（団体エリア・個人エリア）	平成6年5月
大はらっぱ広場	野外ステージ、観覧席、トライアル広場、芝生苑 地、一輪車広場、四季の広場、便所2ヶ所	平成7年7月
植樹地等	矢橋帰帆島外周部	

施設名	施設概要	設置年月
テニスコート	クレイコート 4面	昭和61年 6月
管理棟	更衣室、シャワー、便所	昭和61年 6月
植樹地等	テニスコート周辺部	昭和62年 5月
受付棟	テニスコート受付	令和3年 3月
駐車場	38台収容	令和2年 3月

3 関係法令

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）（以下「条例」といいます。）
- (4) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則（平成30年滋賀県規則第61号）（以下「規則」といいます。）
- (5) 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）（以下「行政手続条例」といいます。）
- (6) 滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号）（以下「個人情報保護条例」といいます。）
- (7) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）
- (8) 滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則（平成31年3月29日滋賀県規則第25号）
- (9) その他関係法令

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」といいます。）の範囲は、次のとおりとします。

なお、業務内容に関する細目的事項については、別添（資料1）を参照してください。

①公園施設を良好な状態に管理すること

- ・公園施設（これに付帯する設備および備品を含む。以下「公園施設」といいます。）について、法令等により義務づけられている点検および清掃等を行うこと。
- ・公園施設全般に係る機能および安全性の日常点検を行うこと。
- ・植栽を良好な状態に維持すること。
（浄化センターと隣接する区域の植栽については、景観の連続性を確保するため、浄化センター管理者と施工時期等を調整すること。）
- ・公園内の清掃を行うこと。
- ・維持修繕等を行うこと。

- ・電気料、水道料等光熱水費の支払いを行うこと。

②公園の適切な利用管理を行うこと。

- ・公園利用者等に対し、施設の内容および利用方法を案内・説明すること。
- ・パンフレットの作成、配布等の広報活動を行うこと。
- ・公園利用者等からの苦情又は提言を受け付け、対応すること。
- ・公園内を巡視し、安全又は効果的な利用について、指導・助言を行うこと。
- ・事故等の予防に努め、事故等があった場合には負傷者の保護のほか適切な措置等を行うこと。
- ・利用者数、駐車場利用台数等の各種調査を行うこと。
- ・多数の来園者が見込まれるイベントを開催するときは、車両の誘導整理を的確に行うとともに、周辺道路の交通混雑を解消するための対策を講じること。
- ・条例第 10 条第 1 項に規定する特定施設の使用承認を行うこと。なお、この承認に伴う使用料は、当該指定管理者の収入とします。

③前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

ただし、業務範囲・内容については、年度により変更することがあり、その場合は別途指示します。

(2)管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、公園の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。

ただし、この場合、あらかじめ県の承認が必要となります。

(3) その他

- ①令和 4 年 4 月 1 日以前において、すでに使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については現在の管理受託者から引き継ぐこととします。
- ②売店、自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

5 指定予定期間

- ①令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。
- ②指定予定期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。
- ③ただし、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

公園の管理業務に要する経費については、公園施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

① 利用料金

ア 利用料金の収入等

公園施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください。今後消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である条例別表に定める利用料金の額を見直すことがあります。

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

イ 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

なお、矢橋帰帆島公園施設の利用促進や下水道への理解を図るため、現在実施している地元の小・中学生等に対するプール使用料の減免については、引き続き適用できるよう配慮してください。

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。

なお、過去3年間の有料施設に係る利用者数および収入の実績については、別添（資料2）を参照してください。

② 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金、図書の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは除きます。

③ 県が支払う管理料

ア 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。

管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

イ 参考額

指定期間中における管理料総額の参考額は、

270,454,000円（消費税および地方消費税を含む。）

とし、これを目安に事業計画書を作成してください。

参考額の詳細や、矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の管理運営にかかる過去4ケ年における収入・支出の実績および内訳については、別添（資料2）を参照してください。

ウ 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても原則として増額や減額はいたしません。

ただし、次の経費については、「イ 参考額」の内訳として示した金額（別添資料3参照）から増減した額を、管理料に加算し、または管理料から減額することとします。

(ア) 維持補修費

公園施設についての見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ）以上の修繕、公園施設の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者との協議により指定管理者が行うこととなったもの。

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策費

公園施設のうちプールにおける新型コロナウイルス感染症対策で、県と指定管理者との協議により指定管理者が行うこととなったもの。

エ 管理料の支払い

管理料は、年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

オ 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理して下さい。

カ 管理料積算に当たっての留意事項

管理料積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、現行税率(10%)とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

キ その他

新型コロナウイルス感染症に関して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等があった場合、県は管理料の見直しなど、これまでの対応等を踏まえて必要と認めた措置を行います。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2(3)基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には創意工夫により利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

① 休園日および開園時間

休園日および開園時間は、条例および規則のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、変更することができます。

② 法令等の遵守

「3 関係法令」に記載した法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

③ 管理運営目標の達成

公園では、次の管理運営目標を定めていますので、その達成に向け必要な取組を行ってください。

ア 公園の有料施設利用者数

指定期間内の年間平均利用者数が、平成 29 年度から令和元年度の実利用者数から算出した目標利用者数を超えること。（矢橋帰帆島公園：184,922 人以上 苗鹿公園：8,259 人以上）

【矢橋帰帆島公園】			【苗鹿公園】		
	実利用者数	目標利用者数		実利用者数	目標利用者数
平成29年度	192,630人	185,121人	平成29年度	8,928人	8,928人
平成30年度	191,390人	185,393人	平成30年度	7,245人	7,245人
令和元年度	188,417人	184,251人	令和元年度	8,605人	8,605人
目標利用者数		184,922人	目標利用者数		8,259人

④ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、公園を常に良好な状態に管理しなければなりません。

⑤ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、公園施設利用者に対するサービスの向上を図り、公園施設利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

⑥ 公園の維持管理を適切に行うこと

管理業務を行うに当たっては、利用者が安全かつ快適に施設等を利用できるよう、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、公園施設の本来の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件につき100万円以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとし、

ただし、県の負担と責任において実施するものとされる修繕や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6(1)③ウ)により、精算を行います。）

⑦ 施設の使用承認

施設の供用（使用承認）に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することを原則とします。

なお、現在実施している地元地域に対する一部施設の先行予約については引き続き実施できるよう配慮してください。

⑧ 緊急時の対応

指定管理者は、施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における発災等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

(矢橋帰帆島公園)

- ・災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。
 - ・滋賀県地域防災計画により、県の後方支援拠点の候補地に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。
 - ・湖南中部浄化センターは、滋賀県地域防災計画により県の広域陸上輸送拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。
- また、滋賀県災害廃棄物処理計画において災害廃棄物の仮置場の候補地となっており、災害発生時には、災害廃棄物の仮置場として使用される可能性があります。

(苗鹿公園)

- ・湖西浄化センターは、大津市から指定緊急避難場所に指定されています。
- 災害発生時には指定緊急避難場所の開設および運営に施設管理者として協力していただきます。
- また、滋賀県地域防災計画により、湖西浄化センターは県の広域陸上輸送拠点に、苗鹿公園は、県の後方支援拠点の候補地に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

⑨ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

⑩ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）および滋賀県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、滋賀県個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

⑪ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、別添1「矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に係る情報セキュリティに関する遵守事項(例)」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

⑫ 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録(以下「管理文書」という。)は、適正に管理・保存することとします。

なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行っていただきます。

⑬ 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

⑭ 行政手続法の適用

指定管理者が行う行政処分については、滋賀県行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかなければなりません。

⑮ 委託の禁止

管理業務の全部を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先(名称・所在地)、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

⑯ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。

契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

⑰ 県施設としての協力

県の事業を公園において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図っていただきます。

(4) 指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と滋賀県のリスク分担については、原則として次のとおりとします。

なお、表に定める事項に疑義のある場合、または定めのない事項については、指定管理者と滋賀県が協議して定めることとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減（天候不順による利用者減を含む）		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税）	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の瑕疵および火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○

公園施設の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件あたり100万円未満のものに限る。）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
	指定管理者による公園施設の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継費用		○

(5) その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

① 入札等による管理経費の縮減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

② 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）など、環境への配慮に努めていただくこととします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

③ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

④ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めていただきます。

⑤ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めていただきます。

⑥ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注や物品の調達等において、県内中小企業の受注機会の増大に努めていただきます。

⑦ 公園施設の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために公園施設の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていただいた上、指定管理者の負担で実施していただきます。

なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

① 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

③ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

- ・ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。
- ・ 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。
- ・ 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。
- ・ 指定管理者の指定手続および管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。
- ・ 管理業務に関する知事の指示に従わないとき。
- ・ 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。
- ・ ②において、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に定められた事項を実施しなかったとき。

- ・著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ・指定管理者募集要項に明示した申請資格を満たさなくなったとき。
- ・その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

④ 上記③により指定管理者の指定が取り消されまたは業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じて、県は賠償等を行いません。

⑤ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

⑥ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、公園施設を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について滋賀県の承認を得たときは、この限りではありません。

(7) 事業計画および事業報告

① 事業計画

事業実施計画、人員配置計画、収支計画、その他県が指示する事項を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の9月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあっては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得てください。

② 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。

(8) 管理業務の状況把握および評価

① モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の10日までに県に報告することとします。

県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

なお、指定管理者は次に掲げる記録を作成し、かつ保管してください。

項目	内容
公園管理関係	①公園管理業務日誌 ②特定施設利用料出納明細書 ③施設台帳 ④備品台帳 ⑤公園運営管理年報 ⑥その他必要な記録

② 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

③ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

④ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとします。

なお、必要に応じて、改善方針の追加の提出を求めることがあります。

⑤ 県と指定管理者との意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や、評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

① 公園施設の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件につき100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達していただきます。

② ①により購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(10) 調査

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合は、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

- ① 指定管理者が管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、県と事前に協議することとします。
- ② 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配布

募集要項を令和3年8月10日（火）～9月24日（金）に配布します。

また、県ホームページからもダウンロードできます。なお、郵送での配布は行いません。

県ホームページアドレス：<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/>

配布場所：滋賀県庁新館4階 琵琶湖環境部下水道課 総務調整係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-4211

配布時間： 平日 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請者の備えるべき資格等

- ① 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、（滋賀県内に主たる事務所、支店、営業所等の拠点（以下、「事務所等」という。）を置くまたは置こうとする）法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に該当しないものに限り、（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。また、滋賀県内に主たる事務所等を置こうとする場合は、指定管理者の指定議案を県議会に提出する時までに事務所等を設置しなければなりません。）

ア 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

イ 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

ウ 役員等に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

オ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

カ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等

キ 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等

ク 直近の1年間に都道府県税または消費税および地方消費税を滞納している法人等

- ケ 県議会の議員、知事、副知事、ならびに地方自治法第 180 条の 5 第 1 項および第 2 項に規定する委員会の委員または委員が、無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずべき者、支配人、清算人である法人等（ただし、議会の議員以外の者については、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）
- コ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、滋賀県から指定の取消を受けたことがある法人等
- サ 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して 1 年を経過していない法人等
- シ 滋賀県における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

② 公園のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。

イ グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。

ウ グループの構成団体のいずれか（グループの代表者以外の構成員であって、業務の内容に照らして滋賀県内に事務所を有する必要がないと知事が認めるものを除く。）が滋賀県内に事務所等を置いていない場合（指定管理者の指定議案を県議会に提案する時までに事務所等を設置する場合を除く。）およびグループの構成団体のいずれかが、①のアからシのいずれかに該当する場合は、申請することはできません。

エ 次の(3)①エに掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。

※ グループでの申請の例として、維持管理会社、警備会社、セミナー等を実施する会社などそれぞれの得意分野を活かして公園の管理運営に参加する形態が考えられます。

③ 複数申請の禁止

申請については、1 団体につき 1 申請に限ります。また、グループで申請を行う場合、当該グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり、または単独で申請を行うことはできません。

(3) 申請の方法

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

グループ申請の場合、グループ構成表（様式第 2 号）を併せて提出してください。

イ 琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園）の管理運営に係る事業計画書（様式第 3 号）

事業計画書には次に掲げる事項を記載してください。

(ア)基本方針等

- ・指定管理者の指定を申請した理由
- ・公園の管理運営を行うにあたっての基本方針

(イ)事業等の実施計画

- ・公園の運營業務の実施
- ・公園施設の維持管理の実施
管理水準向上および利用者が安全・快適に利用できる維持管理
保守点検、清掃などの方法および施設の修繕、備品の購入（100万円未満）
- ・利用者に対するサービス向上への取り組み（開館時間、休館日、利用申込方法についての提案があれば、併せて記載）
- ・利用促進、利用者増（管理運営目標の達成）に向けた取り組み
有料施設（提案可能な施設について自由に記載（ゲートボールについては必ず記載））
無料施設
- ・管理経費の縮減、収入増に向けた取り組み
- ・自主事業

(ウ)管理運営体制

- ・組織図
- ・人員体制
組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務分担
および職務内容を示すこと
- ・人員配置計画等
責任体制（責任者の常駐の有無）、執行体制（経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等）、有資格者・経験者の配置状況等
- ・人材確保、人材育成方針および研修計画
- ・現に従事している職員の雇用についての考え方
- ・業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先
選定方法などを含めた外部委託の考え方

(エ)その他

- ・個人情報保護の実効性確保の方策
- ・情報公開への対応方法
- ・環境への配慮
- ・職員の採用、障害者の雇用への対応
- ・公平な採用選考や人権研修の実施など、人権への配慮
- ・障害者、高齢者、子どもの公園利用への配慮
- ・防災、防犯その他緊急時の体制・対策
- ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- ・地元への配慮について
- ・利用者の要望の把握および対応策について

- ・円滑な業務引継に向けての計画
- ・イベント開催時における周辺道路の交通混雑解消対策について
- ・類似施設運営実績
- ・特記事項（その他、公園の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案等があれば記載）

ウ 収支計画書（様式第4号）

(ア) 公園の管理運営に係る令和4年度収支予算案

県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案してください。

提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

(イ) 利用料金に関する考え方

公園施設の利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案してください。

(ウ) 指定期間5年間の収支計画

公園の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。

- ・利用人員予測
- ・収支計画
- ・収入については、利用料金収入の予測および管理料見積り予測額およびその他の収入の予測額を計上してください。
- ・支出については、管理費（人件費含む）および事業費として所要額を計上してください。
- ・支出項目のうち、無料施設の管理等に係る経費（別添資料4参照）に係る所要額を明記してください。

(エ) その他

消費税および地方消費税は、現行税率（10%）で算出してください。

令和2年度は休園期間がありますが、今後5年間の収支については、通常どおり開園する前提で算出してください。ただし、矢橋帰帆島公園のプールについては、1度に入場できる人数を80人として収入を見込んで算出してください。支出については、新しい生活様式を踏まえた管理運営ができるよう、必要な経費を計上してください。

エ その他の書類

(ア) 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）および代表者の身分証明書を提出して下さい。

(イ) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前3か月以内に取得したものを提出して下さい。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出して下さい。

(ウ) 印鑑証明

申請日前3か月以内に取得したものを提出して下さい。

(エ) 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出して下さい。新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出して下さい。

なお、会計監査人の監査報告書または「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリストを作成されている場合は、その写しを添付して下さい。

(オ) 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出して下さい。

(カ) 団体概要書（様式第5号）

設立趣旨、事業内容パンフレット等法人等の概要がわかる資料があれば、あわせて提出して下さい。

(キ) 役員名簿（役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には必ずふりがなを付して下さい。）

(ク) 消費税および地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

(ケ) 誓約書（様式第6号）

申請書等の記載事項に関する誓約書を提出して下さい。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、全ての県税およびこれに付随する延滞金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめご了承ください。

また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除要領に基づき、滋賀県警察本部に照会しますので、併せてご了承ください。

② 提出部数

正本1部副本10部を提出して下さい。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)および(キ)については、正本1部のみを提出して下さい。（グループによる申請の場合は、(イ)から(ク)までについては、構成団体ごとに提出して下さい。）

③ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

[提出先] 滋賀県庁新館 4 階 琵琶湖環境部下水道課 総務調整係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
電話 077-528-4211

④ 受付期間

令和3年8月10日(火)から令和3年9月24日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除きます。)とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、9月24日(金)午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

(4) 質問事項の受付

① 受付期間

令和3年8月10日(火) ～ 令和3年9月8日(水)午後5時まで(必着)

② 受付方法

募集要項の内容に関する質問書(様式第7号)に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。質問書の未到着を防ぐため、事前、事後の確認をお願いします。

[FAX番号] 077-528-4908 [メールアドレス] dd00@pref.shiga.lg.jp

③ 回答方法

質問された方には、郵送、FAXまたは電子メールにより個別に回答するほか、申請者間の公平を期すため、質問および回答を県ホームページ(アドレス:<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/suido/>)において公表します。(質問者名は表示しません。)

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切いたしませんのでご了承ください。ただし、電話による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については、気軽に相談してください。

また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。

なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、説明会参加申込書(様式第8号)に記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにより令和3年8月24日(火)午後5時までにお申し込みください。(必着)

① 開催日時

令和3年8月27日(金) ※時間については、申込後に連絡します。

② 集合場所

草津市矢橋町字帰帆 2108 矢橋帰帆島公園内 公園管理棟前
(開始時間の 5 分前までに集合して下さい。)

③ 説明内容

募集要項および仕様書の説明、施設の説明

④ その他

- ・説明会参加につきましては、1 団体 2 名までとします。
- ・指定管理者の募集に係る資料一式を持参願います。
- ・指定申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席して下さい。

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 琵琶湖環境部指定管理者選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。
- ⑥ その他不正の行為があったとき

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第 9 号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内および琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の検討に限ります。）

(4) 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第 10 号）を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(7) その他

① 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。(ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。)

(3)①提出書類の欄に記載している書類順にファイル等に綴じて提出して下さい。

② 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限りします。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

① 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)に基づく「滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会」(以下、「選定委員会」といいます。)において、提出された申請書等により(2)に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者としします。

② 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査しします。

1 申請団体あたりの説明時間は20分以内としします。なお、グループ申請の場合は、全てのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。

③ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担としします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例第16条第2項の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定しします。

選定基準は次のとおりです。

(1号) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。

(2号) 事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3号) 事業計画の内容が公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4号) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととしします。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定します。

選定基準ごとの審査項目、審査内容および配点は別添2のとおりです。各項目についてAからEまでの5段階評価により採点を行います。

なお、審査において、審査の評点の合計点が400点満点中240点未満の場合、もしくは審査内容ごとの評価で指定管理業務実施への支障や地域への悪影響が懸念されるとして、最低評価のE評価とした審査内容が1つでもある場合には失格とします。仮に他の審査内容での評価や合計点が高くても、指定管理者の候補者として選定されることはありません。

また、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請者名、審査の概要および結果等を公表します。

(3) 指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

(2) 引継ぎ

指定期間の開始から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎを行っていただきます。

令和3年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。（現在、利用の1か月前から予約を受け付けています。）

(3) その他

① 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

② 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 指定管理者が7(2)①に掲げる資格を満たさないこととなったとき

イ 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

時 期	内 容
令和3年 8月10日	公報登載
8月10日～9月8日	質問事項の受付期間
8月27日	現地説明会
8月10日～9月24日	申請書の受付期間
10月中旬	選定委員会事業計画ヒアリング
11月上旬	指定管理者候補者の選定
11月中旬	審査結果通知
12月下旬	指定管理者の議決（県議会11月定例会）
議会の議決後	指定管理者の指定（告示）
令和 4年 1月下旬	基本協定の締結
3月下旬	年度協定の締結
4月 1日	管理開始

12 問い合わせ先

滋賀県琵琶湖環境部下水道課 担当者（澤井）

住 所：〒520-8577 滋賀県京町四丁目1番1号

電 話：077-528-4211（直通）

F A X：077-528-4908

電子メール：dd00@pref.shiga.lg.jp

13 資料

資料1 指定管理者業務仕様書

「滋賀県琵琶湖流域下水道（矢橋帰帆島公園および苗鹿公園）業務仕様書」のとおり

資料2 過去4年間の有料施設に係る利用者数および収入の実績

(単位:人、円)

施設名		平成29年度		平成30年度	
		利用者数	利用料収入	利用者数	利用料収入
矢	おもしろ自転車	37,216	8,895,300	34,375	8,230,700
	相撲場	337	40,480	333	42,240
	大はらっぱ広場	17,565	88,760	16,156	59,310
	ゲートボール場	0	0	0	0
	多目的グラウンド	46,801	2,979,790	59,178	3,327,430
	管理センター和室	297	16,390	534	336,530
橋	テニスコート	38,793	11,143,080	34,114	10,244,950
	プール	14,545	5,542,560	12,448	4,599,680
	グラウンドゴルフ場	22,388	12,817,510	20,476	12,240,830
	キャンプ場	14,688	3,510,590	13,776	3,318,860
矢橋帰帆島公園 計		192,630	45,034,460	191,390	42,400,530
苗鹿	テニスコート	8,928	1,542,540	7,245	1,324,350
苗鹿公園 計		8,928	1,542,540	7,245	1,324,350
合計		201,558	46,577,000	198,635	43,724,880

施 設 名		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用料収入	利用者数	利用料収入
矢 橋	おもしろ自転車	38,567	9,018,070	24,334	5,627,560
	相撲場	317	43,680	298	41,360
	大はらっぱ広場	14,128	61,760	403	69,040
	ゲートボール場	0	0	0	0
	多目的グラウンド	55,111	3,107,350	43,367	2,781,470
	管理センター和室	360	26,170	133	5,410
	テニスコート	34,760	10,563,290	30,909	9,539,530
	プール	9,686	3,641,630	0	0
	グラウンドゴルフ場	21,786	13,137,470	16,508	9,637,650
	キャンプ場	13,702	3,356,760	6,356	1,833,550
矢橋帰帆島公園 計		188,417	42,956,180	122,308	29,535,570
苗 鹿	テニスコート	8,605	1,504,430	6,966	1,310,960
苗鹿公園 計		8,605	1,504,430	6,966	1,310,960
合 計		197,022	44,460,610	129,274	30,846,530

資料3 管理料参考額の詳細および県支出金の支出実績額・内容（内訳）

1 管理料参考額の詳細

（単位 千円）

管理料総額	年 度 別 内 訳					合計
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	54,957	53,875	53,874	53,874	53,874	270,454
うち1件100万円以上の修繕または効用の増加を目的とした改修に係る維持補修費	0	0	0	0	0	0
うち矢橋帰帆島公園プールにおける新型コロナウイルス感染症対策費	2,162	1,080	1,080	1,080	1,080	6,482

2 過去4カ年における収入・支出の実績および内訳

(単位：円)

項目		平成 29 年度	平成 30 年度	
収入	県からの指定管理料	57,127,000	57,127,000	
	利用料金収入	46,577,000	43,724,880	
	その他収入	975,150	837,200	
	合計	104,679,150	101,689,080	
支出	精算される額	修繕費（100万円以上等）	0	0
		光熱水料費（公園共益費）	333,399	300,443
		計①	333,399	300,443
	1. 人件費		44,887,758	46,306,692
	2. 施設管理費	修繕費（100万円未満）	4,498,308	4,561,801
		光熱水料費	7,800,218	6,840,254
		消防設備点検	64,800	64,800
		保険料	756,125	535,410
		委託料	3,196,800	3,196,800
		植栽管理費	16,124,400	16,124,400
		日常および定期清掃費	1,806,852	1,836,552
		ゴミ収集処分費	1,568,160	1,535,760
		夜間警備巡回業務費	4,280,996	4,292,344
	3. 事業費	通信運搬費	983,829	765,908
		消耗品費	2,969,965	2,287,975
		備品購入費（100万円未満）	366,000	130,000
		印刷製本費	236,040	238,831
		賃借料	2,791,864	2,609,976
		手数料	3,900	3,900
		使用料	360,318	324,244
		租税公課	0	0
		その他経費	11,123,041	8,821,964
	精算されない額	計②	103,819,374	100,477,611
収支差額③		859,776	1,211,469	
計②+③=④		104,679,150	101,689,080	
合計（①+④）		105,012,549	101,989,523	

委託費には、以下の業務が含まれています。【矢橋帰帆島公園】真空式下水道年間保守点検業務、管理センターおよび芝生の広場管理棟機械警備、子どもの広場等施設点検業務、公園内電気機械設備保守点検、一般廃棄物処理、ウォータースライダー点検業務、テニスコート受水槽清掃、自家用電気工作物保安管理業務

項目		令和元年度	令和2年度	
収入	県からの指定管理料	57,701,493	62,386,508	
	利用料金収入	44,460,610	30,846,530	
	その他収入	1,742,000	169,350	
	合計	103,904,103	93,402,388	
支出	精算される額	修繕費（100万円以上等）	0	0
		光熱水料費（公園共益費）	302,494	276,806
		計①	302,494	276,806
	1. 人件費		47,599,877	36,852,994
	2. 施設管理費	修繕費（100万円未満）	3,180,795	4,349,011
		光熱水料費	6,515,030	4,796,848
		消防設備点検	65,400	66,000
		保険料	557,250	581,930
		委託料	3,794,928	3,333,440
		植栽管理費	16,764,204	16,918,008
		日常および定期清掃費	1,930,309	1,717,882
		ゴミ収集処分費	1,530,120	1,366,200
		夜間警備巡回業務費	4,348,136	4,329,600
	3. 事業費	通信運搬費	646,055	738,071
		消耗品費	2,889,651	1,904,152
		備品購入費（100万円未満）	0	488,400
		印刷製本費	607,988	43,450
		賃借料	4,795,258	575,520
		手数料	3,900	0
		使用料	339,121	271,873
		租税公課	0	0
		その他経費	7,589,994	6,141,768
	精算されない額	計②	103,158,016	84,475,147
		収支差額③	746,087	8,927,241
		計②+③=④	103,904,103	93,402,388
	合計（①+④）		104,206,597	93,679,194

（単位：円）

委託費には、以下の業務が含まれています。【矢橋帰帆島公園】真空式下水道年間保守点検業務、管理センターおよび芝生の広場管理棟機械警備、子どもの広場等施設点検業務、公園内電気機械設備保守点検、一般廃棄物処理、ウォータースライダー点検業務、テニスコート受水槽清掃、自家用電気工作物保安管理業務

資料 4 無料施設の一覧

- ・旧遺跡の広場
- ・せせらぎの池
- ・子どもの広場（遊具）
- ・大はらっぱ広場

指定管理者報告事項・報告様式				報告項目		
大項目	中項目	小項目	指定管理者が報告すべき事項	随時	月	年
安全の確保	日常の安全確保	事故防止の体制	・（施設の特性に応じ）安全監視要員等の配置計画の異同 ・実績、特記事項など		○	○
		管理物件の安全性の確保	・（施設の特性に応じ）日常点検表の作成、記録の状況 ・重点確認対象の設定内容、確認実施状況		○	○
		防犯、警備等の内容	・防犯警備の体制、委託の内容、巡視の内容、異常の有無 ・マニュアル作成、連絡網等の整備状況		○	○
	危機管理体制	緊急時(災害、事故)の体制	・避難、消火等の訓練の日時、概要、参加者数			○
		緊急時(災害、事故)の対応	・事故の状況（利用者・職員・施設設備・評判等の被害、対応（初期対応、最終対応）、原因分析、再発防止措置（完了の有無）、復旧等の目的の概要）	○		○
法令等の遵守	開館日等の状況	・実際の開館日、開館時間、対象施設は設管条例の規定どおりであったか（条例と異なる場合があったときは、異なる日・時間等と、それが設管条例に基づき予め知事の承認を得た内容のとおりであったかどうかを記載）			○	○
	使用許可等の状況	・取り消した許可の件数、内容など ・利用料金の額は予め知事の承認を得て定めたとおりか ・利用料金の減免、還付を行った場合その他利用料金について例外的取扱いをした場合にはその具体的内容		○	○	
	行政手続の取扱い	・利用料金の事前納付の例外、還付、減免など、例外的な処理を行った例があれば、その具体的内容 ・既提出の審査基準等の内容に変更があった場合、変更箇所を示したうえで、変更後の規定を添付 ・これらの規定どおりに行えなかった手続の有無と内容		○	○	
	目的外使用の取扱い	・施設の目的外の使用を行っているか（行っている場合には、併せて県から目的外使用の許可を得ているか）、第三者に目的外の使用を行わせないか		○	○	
	法定点検等の実施	・実施日時、内容、結果（報告書、指摘等の内容）、対応			○	
	情報公開への対応	・既提出の公開規程の内容に変更があった場合には、変更箇所を示したうえで、変更後の規定を添付 ・情報公開請求の件数と対応			○	
	個人情報保護への取組	・「個人情報取扱特記事項」に反した事実の有無と概要			○	
	暴力団の排除	・契約等に際し、暴力団でないことを条件としているか ・契約等の相手方に、反社会的勢力でないことを誓約させているか ・暴力団との取引実績の有無		○	○	
	職員の労働条件等	・最低賃金を下回った者はいないか ・労働者は社会保険に加入しているか ・超過勤務について労使協定を締結しているか、その内容 ・超過勤務について労使協定を締結している場合、協定に違反していないか		○	○	
	の公確平保利用	管理業務のサービス提供の内容は公平か	・許可等の件数 ・不許可、許可取消し等の件数、理由 ・その他管理業務および自主事業における取り扱いに関し、公平性の観点から問題となった事案の有無および概要		○	○
業務適切な遂行	管理運営目標の達成の状況	・管理運営目標の内容と、その具体的な状況を記載（ただし、利用者数や収支等、別項目で挙げている具体的な記述と同じ内容となる場合は、「○○欄に記載」としてもよい。）		○	○	
利用の拡大、サービスの向上その他の管理業務の効果の向上を図る取組み	利用者数等の拡大を図るための取組	利用者数等の実績 利用者数増加の取組	・月単位の時間別、施設（室、設備）別、企画別、（利用者属性別）の利用記録（駐車場を含む） ・利用者数の推移等（記載例別記）月内推移、月単位の過去4年間の推移 ※簡易なグラフを並置することが望ましい ・利用者数の算出方法の説明（年度初回の報告のみ。以後は変更があった場合に記載） ・利用状況の傾向等の分析（施設、企画内容、日時、外部環境など） ・利用者拡大の取組の内容		○	○
		稼働率等の実績 稼働率向上の取組	・月単位の時間別、施設（室、設備）別の稼働率（駐車場を含む） ・稼働率の推移等（記載例別記）月内推移、月単位の過去4年間の推移 ・稼働率の算出方法の説明（年度初回の報告のみ。以後は変更があった場合に記載） ・利用状況の傾向等の分析（施設、企画内容、日時、外部環境など） ・稼働率向上の取組の内容		○	○
		広報の実施	・利用者増加のための広報の状況（インターネットURL、パンフレット等の内容（サンプル添付）、他主体とのタイアップその他の広報の工夫）			○
	サービスの向上を図るための取組	サービス向上の取組	・サービスの質または量の充実のための取組の内容と効果			○
		苦情・意見等への対応	・苦情、意見等を積極的に受ける工夫 ・苦情、意見等の件数 ・苦情、意見等の内容 ・苦情、意見等への対応（初期対応、最終対応、解決の有無） ・未解決の苦情、意見等への対応状況		○	○
		利用者満足度、ニーズの把握（アンケートの実施等）	・利用者満足度調査等の実施状況 ・利用者満足度調査等の結果取りまとめ結果、内容分析 ・利用者満足度調査等を受けた対応の有無、内容		○	○
	その他管理業務の効果の向上を図る取組み	利用者ニーズに合わせた事業の実施	・アンケート等により把握した利用者満足度		○	○
		施設、設備の有効活用	・有効に活用できていない施設、設備、備品の状況と理由			○
		地域・関係団体・ボランティア等との連携	・地域・関係団体・ボランティア等との連携事業の概要（ボランティアを受け入れている場合はその人数）			○
		自主事業の適切な実施	・自主事業の内容（目的、対象者、実施日） ・自主事業の参加者数 ・自主事業のための管理物件の利用（占用）の状況（専有対象施設、占有日数、利用者数） ・指定管理業務への影響		○	○
その他		・特記事項があれば概要を記載		○	○	

適切な維持管理の実施	管理物件の修繕等		・修繕等の状況（日時、修繕等の内容、理由、委託先等）		○	○
	備品の更新		・更新の状況（日時、更新前後の物件の特定、理由等）		○	○
	管理物件の保守・点検・整備 （法定点検等については「法令遵守」の項目に記載）		・点検等の計画の内容 ・点検の実施状況（日時、実施者） ・「滋賀県県有施設点検マニュアル」に記載する点検項目のうち点検を行わなかった項目およびその理由 ・点検等の結果（問題の有無）		○	○
	管理物件（施設、設備）の管理		・施設、設備の破損等の有無 ・劣化抑制、損傷防止等のための工夫 ・管理物件の変更があった場合はその内容		○	○
	管理物件（備品）の管理		・備品の劣化、紛失等の有無 ・劣化の抑制、損傷・紛失防止等のための工夫 ・備品の変更があった場合はその内容 ・指定管理者が所有し施設で使用する物品の一覧		○	○
	植栽の管理業務		・植栽管理の計画 ・植栽管理の実施状況		○	○
	清掃等		・清掃の実績（回数、概要）		○	○
	その他		・上記の他、管理物件の維持管理に関する特記事項		○	○
経費の縮減等の取組	収支の内容	支出の内容	・指定管理業務に係る支出の費目別の月額 ・自主事業に係る支出の費目別の月額 ・指定管理業務に係る支出の推移等（記載例別記）月単位の過去4年間の推移 ・特記すべき増減がある場合の理由		○	○
		収入の内容	・利用料金収入額 ・指定管理業務に係る利用料金以外の収入の額と内容 ・自主事業の収入の月額 ・指定管理業務に係る収入の推移等（記載例別記）月単位の過去4年間の推移 ・特記すべき増減がある場合の理由		○	○
	収入増加の取組		・指定管理業務の収入増加のための取組内容、効果			○
	経費縮減の取組		・経費節減、効率的運営のための取組内容、効果			○
管理業務を適切に実施するための体制等	組織体制等	職員配置等の業務体制	・職員配置、勤務体制の事業計画との異同			○
		職員の研修・資質向上	・研修のテーマ、講師等、実施日、参加者数			○
		職員の採用等	「公正な採用選考チェックポイント」（厚労省）等による自己チェックの実施状況 http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/saiyo/saiyo2.htm ・障害者雇用率 ・障害者雇用の取組状況		○	○
		第三者への委託等の内容	・委託契約の内容、委託先、委託料一覧（県内県外の別を付記） ・県の事前承認なく行った委託の有無（事業計画で委託することとしていなかった管理業務を委託するものに限る。）		○	○
		保険への加入	・加入している保険の種類、名称、契約期間			○
		共同提案の場合に必要な体制	・事業計画からの変動の有無と内容			○
		安定的な運営が可能となる経理的基盤	・団体の事業環境の大きな変化の有無 ・団体の財務状況、金融機関との関係等の大きな変化の有無			○
	収入、支出の執行状況	現金管理	・現金の取扱い方法（適切に取扱いされているか） ・口座残高等の確認の有無		○	○
		区分経理等の状況	・管理業務に係る経理は団体の他の経理と区分しているか ・他の経理から独立した口座で管理しているか ・利用料金収入を管理業務に充てているか		○	○
	記録、報告	各種管理記録等の整備保管	・記録の種類および保存期間			○
適切な報告等の手続の実施		・県または関係機関に報告すべき事項の状況			○	
その他	指定の取消し等の要件への該当性		・協定第〇条に定める指定の取消し等の要件に該当するか否かを申告	○		
	環境への配慮		・グリーン購入の実績 ・電気、ガス、上下水道、ガソリン等の使用料の状況および対前年度比較（累積）		○	○
	県内産業振興・雇用確保への配慮		・県内雇用の状況 ・県産品の活用状況			○
	人権配慮等		・人権等への配慮に欠けた事項の有無およびその概要			○
	過去の指摘事項等に係る改善の状況		・過年度に県から改善を指導し未了となっているものおよび今年度に県から改善を指導した事項等の改善状況			○

(様式第 1 号)

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

連絡先 担当者名

電話・FAX

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例第 16 条第 1 項の規定により申請します。

記

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園

(様式第2号)

グループ構成表

グループ名 _____

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

(構成団体) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

(構成団体) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

(構成団体) 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

(様式第3号)

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の管理運営に係る事業計画書

1 管理運営の基本方針

- (1) 指定管理者の指定を申請した理由
- (2) 公園の管理運営を行うにあたっての基本方針

2 事業等の実施計画

- (1) 公園の運營業務の実施
- (2) 公園施設の維持管理の実施
 - ・管理水準向上および利用者が安全・快適に利用できる維持管理
 - ・保守点検、清掃などの方法および施設の修繕、備品の購入（100万円未満）
- (3) 利用者に対するサービス向上への取り組み（開園時間、休園日、利用申込方法についての提案があれば、併せて記載）
- (4) 利用促進、利用者増（管理運営目標の達成）に向けた取り組み
 - ・有料施設
資料2を踏まえ、提案可能な施設について自由に記載（ゲートボール場については必ず記載）
 - ・無料施設
資料4の無料施設について記載
- (5) 管理経費の縮減、収入増に向けた取り組み
- (6) 自主事業

3 管理運営体制

- (1) 組織図
- (2) 人員体制
組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務分担および職務内容を示すこと
- (3) 人員配置計画等
責任体制（責任者の常駐の有無）、執行体制（経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等）、有資格者・経験者の配置状況等
- (4) 人材確保、人材育成方針および研修計画
- (5) 現に従事している職員の雇用についての考え方
- (6) 業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方

4 その他

- (1) 個人情報保護の実効性確保の方策
- (2) 情報公開への対応方法
- (3) 環境への配慮
- (4) 職員の採用、障害者の雇用への対応
- (5) 公平な採用選考や人権研修の実施など、人権への配慮
- (6) 障害者、高齢者、子どもの公園利用への配慮
- (7) 防災、防犯その他緊急時の体制・対策
- (8) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- (9) 地元への配慮について
- (10) 利用者の要望の把握および対応策について
- (11) 円滑な業務引継に向けての計画
- (12) イベント開催時における周辺道路の交通混雑解消対策について
- (13) 類似施設運営実績
- (14) 特記事項（その他、公園の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案等があれば記載）

収支計画書

1 管理運営に係る令和4年度収支予算案

項目		金額	積算
収入	県からの指定管理料		
	利用料金収入		
	⋮		
	計		
支出	人件費		
	矢橋帰帆島公園運営管理費		(例) 別添内訳書1による (日数、単価により算出)
	矢橋帰帆島公園プール運営管理費		(例) 別添内訳書2による (日数、単価により算出)
	苗鹿公園管理運営費		
	⋮		
	⋮		
	小計		
	施設管理費		
	修繕費(100万円未満)		(例) ○○の改修: ○○円
	光熱水費		(例) 実績考慮
	保険料		(例) 実績考慮
	⋮		
	⋮		
	小計		
	無料施設等維持管理費		
	遊具等の点検費		(例) 別紙見積による
	植栽管理費		(例) 別添内訳書3による (工種、数量、単価により算出)
日常および定期清掃費		(例) 別添内訳書4による (数量、単価により算出)	
⋮			
⋮			
小計			
合計			

※収支計画の内容、妥当性、実現可能性が審査できる内訳を費目毎に添付すること。

上記に記載の項目等は記載例です。必要な項目等を記載してください。

2 自主事業にかかる令和4年度収支予算案

	項目	金額	積算
収入			
	計		
支出			
	小計		
	小計		
	合計		

3 利用料金に関する考え方

4 指定期間5年間の管理運営に係る収支計画

(合計)

項目		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
収入							
	計						
支出							
	小計						
	小計						
	小計						
	合計						

(内訳) 令和 年度収支計画

		金額	積算
収入			
	計		
支出			
	小計		
	小計		
	小計		
	合計		

※収支計画の内容、妥当性、実現可能性が審査できる内訳を費目毎に添付すること。

(例) ○円/回×年○回

作業員○人×○日

○○レンタル代

○○検査年間○回 など

5 指定期間5年間の自主事業に係る収支計画

項目		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
収入							
	計						
支出							
	小計						
	小計						
	合計						

(内訳) 令和 年度自主事業に係る収支計画

	項目	金額	積算
収入			
	計		
支出			
	小計		
	小計		
	合計		

(様式第5号)

団 体 概 要 書

項 目	内 容	
事業者名		
代表者職・氏名		
団体の所在地		
設立年月日		
資本金	年 月 日現在	千円
従業者数	年 月 日現在	人
主たる業務内容		
過去の業務実績		
特記事項		

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先)

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記 1、2 の事項については真実に相違ありません。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、下記 3、4 の事項について承諾します。

記

- 1 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理者募集要項「7 申請手続き (2) の①申請者の備えるべき資格等」に定める欠格事項に該当せず、申請者としての資格を有していること。
- 2 矢橋帰帆島公園および苗鹿公園指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
- 3 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないことを確認するため、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手すること。
- 4 暴力団排除に係る欠格要件該当の有無を確認するため、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、滋賀県警察本部に照会すること。

(様式第7号)

募集要項の内容等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

質 問 項 目	質 問 内 容

※質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分ができるように記載してください。(例：募集要項○頁の○行目)

法人等名

担当者名

連絡先：電 話

： F A X

： 電子メール

(様式第8号)

現 地 説 明 会 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園における指定管理者の募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

1 出席者名簿

部 署	役 職 ・ 氏 名

2 本件に関する連絡先

- (1) 担当者の役職・氏名
- (2) 部署
- (3) 電話番号、FAX番号

(様式9号)

事業計画書等記載事項変更届

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

(様式第 10 号)

指定管理者申請辞退届

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の役職・氏名

印

令和 年 月 日付けで矢橋帰帆島公園および苗鹿公園の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。

(別添 1)

矢橋帰帆島公園および苗鹿公園に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項

(注)

- ・本書は、「指定管理者制度における施設の管理に関する基本協定書」に基づき、指定管理者が定める情報セキュリティに関する遵守事項の例を示すものである。
- ・【推奨】と示している事項は、規定することが望ましいものである。
- ・それ以外の事項は特段の理由がない限り規定すべきものである。
- ・上記に記載のない内容を遵守事項として追加することも差し支えない。

この遵守事項は、協定第〇条第 1 項に基づき、矢橋帰帆島公園および苗鹿公園における情報セキュリティ対策を確実にを行うために必要な事項を定めるものである。

第 1 用語の定義

この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器 パソコン、サーバ等の何らかの情報処理機能を持つ機器のことをいう。
- (2) ネットワーク 情報機器を接続して通信するための装置および通信回線をいう。
- (3) システム 情報機器、ネットワークを使用した情報処理の仕組みをいう。
- (4) ウィルス等 コンピュータウィルスやその他の不正プログラムをいう。
- (5) ログ 情報機器やシステムの利用状況や通信状況を記録したデータをいう。
- (6) 個人情報等 個人情報や滅失、き損、改ざん等により管理業務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある重要情報のことをいう。
- (7) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用してユーザが情報発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段のことをいう。
- (8) 外部ネットワーク インターネット等の外部と接続可能なネットワークのことをいう。

第 2 管理業務で情報機器を利用する場合

1 ウィルス対策

管理業務で利用する情報機器を、ウィルス等から保護するため、次に掲げる対策を施す

ものとする。

- (1) ウィルス等対策プログラムをインストールする。
- (2) ウィルス等定義ファイルの更新の有無を確認し、ウィルス等定義ファイルを最新のものに保つ。
- (3) ウィルス等検査機能を常時稼働させておく。
- (4) 定期的（週1回程度を目安）に完全スキャンを実施する。

2 ウィルス感染時の対応

情報機器がウィルスに感染した場合またはそのおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、被害状況の分析を円滑にするため、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 直ちに情報機器からLANケーブルを抜く等、ネットワークからの遮断を行う（無線LANの場合は、電源をオフにせずに通信を行わない設定へ変更をする）。
- (2) 画面を閉じずにそのままの状態を保持する。
- (3) 当該施設の県の所管課に直ちに連絡をする。

3 ソフトウェアの脆弱性対策

情報機器で利用するソフトウェアを安全な状態に保つため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソフトウェアの修正プログラム（例：Windows Update）が出た場合は、速やかに導入する。なお、システムに関する修正プログラムについては、システムに不具合が発生しないことを確認した後に導入する。
- (2) サポート期限が終了したソフトウェアは使用しない。

4 バックアップの取得

情報機器に記録されたデータについては、データの滅失等の情報セキュリティ事故に備え、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) データの重要度に応じて、取得頻度（年次、月次、週次、日次、随時）および保存期間を設定し、定期的にバックアップを取得する。
- (2) 独自に開発したシステムに関しては、プログラムの修正の際にプログラムのバックアップを取得する。
- (3) バックアップデータは、情報機器とは別の筐体または外部記憶媒体に保存する。【推奨】

5 ユーザIDの管理

情報機器で利用するユーザIDについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ユーザIDの登録および登録抹消手順を定め、適切なユーザ管理を行う。
- (2) 利用していないユーザIDが放置されないよう定期的に点検し、必要に応じて登録抹消を行う（特に異動・退職者等が生じた場合）。

- (3) 他人にユーザIDを利用させない。また、複数の者で共有する場合は、共用する者以外に利用させない。

6 パスワードの管理

情報機器で利用するパスワードについては、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定める。
- (2) パスワードに関する情報は厳重に管理する（パソコンの画面やキーボード等の目に付きやすい場所にパスワードが記載された付箋等を貼りつけない）。
- (3) パスワードについて、数字と英文字を混在させる等、容易に推測されないものにする（10文字以上推奨）。
- (4) パスワードを、定期的（3か月推奨）に変更するものとし、古いパスワードの再使用を行わない。
- (5) 情報機器にパスワードを記憶させない（オートコンプリート機能は使用しない）。

7 ログの取得等

システムに関するログの取得等については、外部からの攻撃、不正行為、障害等の調査ができるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 情報機器に関するアクセス記録、稼働記録、障害記録（以下、「アクセス記録等」という。）のログを取得し、保管期間（1年以上を推奨）を定め、保管をする。
- (2) 情報セキュリティ事故、不正行為、障害等が生じた際に、ログの内容をチェックできる体制を整える。
- (3) アクセス記録等のログを定期的に検査、分析する。【推奨】

8 盗難等防止措置

情報機器の性質や重要度等に応じて、部屋の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じるものとする。

9 ソフトウェアのライセンス管理

ソフトウェアの適正な利用を徹底するために、情報機器にインストールされたソフトウェアのライセンスを台帳等で管理するものとする。【推奨】

第3 管理業務で電子メールを利用する場合

1 電子メール送信時

インターネットを利用した電子メールを送信する際には、誤送信の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 互いに面識がない複数の宛先に電子メールを送付する場合は、送信先が非表示となるBccを使用する（To、Ccについては同報するメールアドレスが送信先に知られる

てしまうため使用しない。

(2) メールを送信する前に、宛先、送付方法 (To、Cc、Bcc)、添付ファイルに誤りがないか確認を行う。

(3) 特に複数の宛先に同時に送信する場合は、複数名で確認を行う。【推奨】

2 電子メール閲覧

不審メールの閲覧によるウイルス感染や不正アクセスを防ぐため、電子メールの閲覧においては、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 不審メールと思われる電子メールを受信した場合、添付ファイルを開いたり、本文のリンクをクリックしない。

(2) HTMLメール (電子メールの本文を、ホームページのレイアウトなどに使うHTMLで記述したもの) はメールを開いただけでウイルス感染する場合もあるため、メールソフトの設定を変更し、HTMLメールを利用できないようにする。

第4 ホームページを管理する場合

1 新規構築、再構築時

ホームページを新規構築、再構築する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 情報処理推進機構 (IPA) の「安全なウェブサイトの作り方」および別冊「安全なSQLの呼び出し方」の最新版に準拠した実装を行う。

(2) ホームページ上で個人情報等を取り扱う場合は、SSL等による暗号化通信を実装する。

2 運用保守時

ホームページを運用保守する場合は、「第1 管理業務で情報機器を利用する場合」の対策に加え、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ホームページの脆弱性診断を実施し、ネットワーク機器、公開サーバおよび同サーバ上で稼働するウェブアプリケーション等の脆弱性の有無を確認する。また、受診の結果、脆弱性が検出された場合はその対処法を検討し、対策を実施する。【推奨】

第5 ソーシャルメディアサービスを利用する場合

1 ソーシャルメディアサービスのセキュリティ対策

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーを定め、当該施設のホームページ等に掲載する。

(2) 情報配信が実際に当該施設のものであることを明らかにするために、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行う。

- (3) 個人情報等に該当する情報はソーシャルメディアで配信しない（ただし、当事者の了解が得られた場合は除く）。
- (4) ソーシャルメディアについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課に報告をする。【推奨】

第6 外部ネットワーク・無線LANを利用する場合

1 外部ネットワークを利用する場合

外部ネットワークを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不正アクセスを防止するため、外部ネットワークの接続部分には、ファイアウォールおよびルータ等を設置し、経路制御および接続制限等を行う。
- (2) 外部ネットワークからの不正または大量アクセスによりサーバの利用に支障が出ないようにするため、情報機器およびネットワークの冗長化や専用の対策装置の導入、プロバイダ等が提供する対策サービスの利用など、可用性を確保するための対策を講じる。【推奨】
- (3) 外部ネットワークとの接続においてデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等の情報セキュリティの問題が認められる場合は、速やかに当該外部ネットワークとの接続を遮断する。

2 無線LANを利用する場合

無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 接続に関する認証は「IEEE802.1X(EAP)認証」もしくは「PSK 認証」を使用する。なお、「PSK 認証」を使用する場合は、パスフレーズの文字数を20文字以上で設定し、定期的に更新を行う。
- (2) 通信内容の暗号化の方式については、「CCMP方式」を使用する。なお、「WEP方式」、「TKIP方式」については脆弱性があるため使用しない。
- (3) 無線LANを利用できる場所として設定した範囲を超えて電波が漏出しないよう、電波の伝搬範囲を限定する。
- (4) 無線LANのアクセスポイントの管理用パスワードを適切に設定し、定期的に更新を行う。
- (5) (1)～(4)の他、総務省が作成する別添「企業等が安心して無線LANを導入するために」を参考に必要に応じてセキュリティ対策を講じる。【推奨】
- (6) 無線LANについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課の承認を得る。【推奨】

第7 その他一般事項

1 私物情報機器および私物外部記憶媒体の利用

私物情報機器および私物外部記憶媒体（以下「私物情報機器等」という。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）私物情報機器等の管理業務利用は原則行わない。やむを得ず使用する場合は、上長の許可を得る。
- （２）私物情報機器等の利用を許可する際には、ウィルス対策、脆弱性対策の実施等の条件を付す。
- （３）私物情報機器等の利用を許可した場合、許可する理由、期間等を台帳に記載し管理する。

2 個人情報等を含むデータ等の外部への持ち出し

個人情報等を含むデータおよび情報処理に係る帳票（以下「データ等」という。）の外部への持ち出し（電子メール含む。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）データ等の外部への持ち出しは原則行わない。やむを得ず持ち出す場合は、上長の許可を得る。
- （２）持ち出しの許可を得る際には、帯出簿に持ち出し先、期間等を記載し、上長に報告を行う。
- （３）E X C E L形式のデータを外部へ持ち出す際には、別シートや非表示になっている箇所に個人情報等が入っていないか確認する。
- （４）持ち出しの際には、車上荒らしや置き忘れによる紛失等が起こらないように十分に注意する。
- （５）紛失等が起こった場合に備え、個人情報等を含むデータには暗号化やパスワードを施す。
- （６）データ等を持ち帰った際にも、上長に報告を行う。

3 データ等の管理

データ等については、滅失、き損および情報漏えい等の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- （１）個人情報等を含むデータを情報機器に保存する場合は、端末本体に保存せず、冗長化したファイルサーバに保存する。なお、ファイルサーバは、ウィルス感染等による侵害の拡大を防ぐため、ネットワークドライブに設定しない。【推奨】
- （２）データ等をファイルサーバ以外で保存する場合は、保存用の情報機器、外部記憶媒体は、施錠保管するなど、適正な管理を行う。
- （３）個人情報等を含むデータを外部記憶媒体に保存する場合は、データの名称、外部記憶媒体の種類（U S Bメモリ、外付けハードディスク、C D等）、保存期間、保存場所等を記した管理台帳を作成し、保管状況を把握する。
- （４）情報機器または外部記憶媒体を廃棄する場合は、データが復元できないように物理的に破壊する等の処理を行う。なお、個人情報が含まれた情報機器または外部記憶媒体

を廃棄した場合は、管理台帳に廃棄日、処理内容等を記録する。

4 管理業務に従事する者への教育

管理業務に従事する者の役割および理解度等に応じた情報セキュリティに関する教育研修および訓練を定期的および随時に実施し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

5 緊急時の連絡体制等

個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故や、不正アクセス等による侵害に対して、適切な対応が図れるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 関係者の連絡先、緊急時の対処手順をあらかじめ定めておく。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。また、不正アクセス等による侵害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は警察に通報する。
- (3) 休日に緊急時対応が想定されるシステム（県民等への情報提供や申請・予約等の休日においても利用が想定されるシステム）については、休日においても保守対応が可能となるよう、その旨を保守委託業務の契約書・仕様書に明記する。

6 ホームページ閲覧の留意事項

管理業務でホームページ閲覧を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ホームページ閲覧には常にウィルス感染のリスクがあるため、管理業務と関係あるホームページ閲覧であっても必要最小限の利用とする。

7 特定個人情報の取扱い

管理業務で特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。）を取扱う場合は、別添「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「安全管理措置」に基づいた対策を施すものとする。

別添2 《審査の基準》

選定基準 (条例第16条の3第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点	小計	計	
1 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・利用申込等公平な利用を確保するものとなっているか	・事業計画書(基本方針)等	10	40		
		・事業等の内容に偏りがいないか		10			
		・障害者、高齢者、子供の公園利用への配慮はなされているか		20			
2 事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・公園の特性と課題を理解しているか	・事業計画書(事業等の実施計画)等	20	20	140	
		・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか		20			
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進方策(広報計画など管理運営目標の達成に向けた取り組み)は適切か	・事業計画書(事業等の実施計画)等	20	20		
		・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果		・サービス向上のための取組内容は適切か			20
		・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか					
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・自主事業は、施設の設置目的に合致しており、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かした提案となっているか。	・利用者への対応は適切か(利用料金の設定、要望把握・処理、苦情処理)	・事業計画書(基本方針等、事業等の実施計画、収支計画)等	10		50
					・管理水準向上のための維持管理方策が示されているか		
・利用者が安全かつ快適に利用できるような維持管理方法が示されているか					30		
・保守点検、清掃などの方法および施設の修繕の考え方は適切か					10		
3 事業計画の内容が公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか)	・事業計画書(事業の実施計画)、収支計画書等	10	100		
		・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか		30			
		・良好な公園管理の観点から、必要な経費を見積もっているか		40			
		・管理運営経費の効果が発揮できる提案となっているか。		30			
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性	・管理運営経費の縮減は実現可能な設定となっているか。	・事業計画書(事業の実施計画)、収支計画書、会社概要、会社定款、財務諸表等	10	40		
		・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか		20			
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・収支計画に実現性はあるか	・事業計画書(管理運営体制)、会社概要、会社定款等	20	30		
		・職員体制は十分か		10			
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・人材の確保の方策、指導育成、研修体制は十分か	・会社概要、会社定款、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等	20	20		
		・団体の財務状況は健全か		20			
	・金融機関、出資者等の支援体制は十分か	・類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績はあるか	・事業計画書(その他)、会社概要、会社定款等	10	10	
					10		
	・その他適切な運営を行うための能力	・防災、防犯その他緊急時の体制は適切か	・個人情報保護に関する情報管理体制は適正か	・事業計画書(その他)等	10	20	
					・地元への配慮に関する考え方は適切か		10
・環境への配慮がなされているか					10		
				400	400	400	

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。